

## 徳島県情報公開審査会答申第166号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成28年8月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「H28. 8. 2日付けの徳島新聞掲載記事に係る消費者庁新拠点プロジェクトチームの方針に関する書類（プレス資料含む）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成28年8月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「請求日である平成28年8月2日時点では、新聞記事が示すプロジェクトチームは発足しておらず、該当する公文書についても未だ作成されていなかったため、文書は不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成28年8月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行い、同年9月28日（同月29日受付）審査請求の一部を補正した。

#### 4 諮問

平成28年12月12日（同月13日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

消費者庁移転を要望したなかで、消費者庁が、移転試験実施した終わりの日にNHK報道で、長官が移転中止の回答があったことは、報道事実かと、担当課に電話確認し、その後に公開請求したものである。当然、これらに対する関係するプレス資料及び新聞記事等及び国の伺い報告書・成果書などは収集し保存しているはずである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

審査請求人が請求する公文書は、本県が立ち上げた「新次元の消費者行政創造拠点整備推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）に関するものと考えられる。

プロジェクトチームは、平成28年8月1日に開催された消費者庁移転推進統括本部において知事からの指示により急きょ作ることが決まったものであり、プロジェクトチームの編成方針を決める過程の文書や発足の起案文書又は回覧、決裁を行った文書は存在しない。同月3日にプロジェクトチームを設置し初会合を行ったが、プロジェクトチームのメンバーに配付した資料は、同日午前中に完成し、プレス発表を行っている。したがって、本件請求のあった平成28年8月2日時点では資料の作成途中であり、公文書として公開できる書類が存在しておらず、本件請求に係る公文書は保有していない。

なお、本件請求の翌日に完成したプレス資料及び会議資料については、南部総合県民局阿南庁舎の情報公開窓口に送付して、審査請求人には希望があれば渡せるように調整している。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書は、平成28年8月2日付けの徳島新聞に掲載された記事に係るプロジェクトチームを編成する方針に関する書類（プレス資料含む）である。

##### 2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、報道に関するプレス資料等は保存しているはずであると主張しているため、本件請求に係る公文書の存否について、以下検証する。

当審査会で確認したところ、平成28年8月1日に開催された消費者庁移転推進統

括本部会議において、知事の指示により、河野（当時）内閣府特命担当大臣から提示された新創造拠点の設置に向け、新たなプロジェクトチームが設置されることとなった。また、このプロジェクトチームの第1回会議は同月3日午後3時に開催され、県政記者への資料提供は同日に行われている。会議資料としては、次第、プロジェクトチーム名簿、消費者庁の業務試験等の実施状況報告、河野大臣発言要旨、「新次元の消費者行政創造拠点整備推進プロジェクトチーム」について及び政策提言（案）が配付されている。

したがって、プロジェクトチームは平成28年8月1日に知事の指示により設置されたものであるため、そもそも編成方針に関する起案又は回覧、決裁文書はなく、また、同月3日にプレス用の資料提供を行っていることから、本件請求日である同月2日時点においては、会議の資料も作成途中であり、公開されるべき公文書として完成していなかったとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

よって、本件請求に係る公文書について、不存在であるとして実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他の主張をしているが、本件審査請求とは関係のない主張であり、当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年12月13日	諮問
平成29年 5月18日	審議（第144回審査会）
7月 6日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第145回審査会）

8月 7日	審議（第146回審査会）
9月 22日	審議（第147回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年7月31日まで
大道 晋	弁護士	平成29年7月31日まで
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	平成29年8月1日から
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理 平成29年8月1日から
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	